

## 所定の会費を一定期間以上納入しない者に関する細則

1. 日本ゲシュタルト療法学会規約Ⅲ-5-（2）による「所定の会費を一定期間以上納入しない者」の一定期間を3年間とする。
2. 3年目に所定の会費の納入がない会員は除籍とする。

### 附 則

本細則は平成 25 年 7 月 13 日より施行する。